【バス借上補助金制度についての Q&A】

● 事故があった場合の責任について

Q 今までは市がバス会社と契約しバスを提供してくれていたので事故があった場合、市に責任が生じていたが、これからは利用団体がバス会社と契約するので市は責任がなくなるのですか？

A 現在も含め今後も運行上の事故については、契約したバス会社に賠償責任が生じるものです。バスを降車して研修中のけが等はこの対象外です。
今までは、市がバスを借上げ、各利用団体にバスを提供していたことから、バスの配車に関しては市に責任がありました。しかし、運行上の事故についてはバス会社の責任であり、今後も変わりません。
なお､研修の実施自体の責任者につきましても､従来どおり各利用団体となります。

●バス会社の予約・契約について

Q 申請書には３社見積りを記入するようになっていますが、必ず３社ということでしょうか？

A 原則として、２社以上の見積りをお願いしています。

Q 今までは市役所がバス会社と契約を結んでいたが、これからは使用団体が契約する事になるのですか？　その時の契約書のひな型はないのですか？

A ご指摘のとおり、契約主体はバス利用団体様になります。また、 契約書は特に様式を定めていません。バス会社が用意するもので契約をして下さい。
契約をする会社は、バス会社以外にも旅行会社の場合があります。その時は、以下のような書面での契約が一般的に行われています。

・バス会社→「運送引受書（運送約款を入れたもの)」で契約。(国土交通省が主管)
・旅行会社→「取引条件書面」もしくは一般的に「利用申込書」で契約（観光庁が主管）

Q 旅行会社やバス会社に依頼するときに市からの「仕様書」を履行するように説明があったが、これは契約書ではないのですか？

A 契約書ではありません。契約にあたり各事業者がバスを提供するための基準を明記したものです。契約書に仕様書として添付することをお勧めします。

●補助金交制度の交付条件等

Q　以前は往復の距離、時間が定められていたと思いますが・・・この制度でも決まりがあるのですか？

A　片道の運行路程が 20 キロメートル以上 250 キロメートル以内であることとなっております。
バス使用時間は 13 時間以内が基本で延長でも 16 時間が限度となっております。これには車庫からの回送時間、所領点検時間も含まれますのでご注意ください。
また、1 日に一人の乗務員が運転できるのは 9 時間以内となっております。（国土交通省自動車局ガイドライン）

Q　1 泊 2 日での利用はできるのでしょうか？　利用人数が 20 人くらいで中型車だと高齢者にはきついので大型車を予約指定してもよろしいのでしょうか？

A　1 泊 2 日でも利用可能です。ただし、基準内且つ往路もしくは復路のみの利用となります。
バスの選定については、基準内であれば大型、中型の制限はありません。ただし、補助金限度額が 80,000 円となりますので超えた部分については利用団体様のご負担となります。また、高速代、駐車場代、キャンセル料は補助金対象外です。

Q　利用人数が 25 人から 20 人になるとのことですが、当日欠席者が出て 20 人を切ってしまった場合は交付の対象を外れてしまうのでしょうか？

A　ご指摘のとおりです。補助の条件として 20 人以上となっております。研修当日に 20 人を切りますと交付対象となりませんのでご注意ください。